

## 令和4年3月農業委員会総会議事録

日 時 令和4年3月29日（火曜日） 議事開始 午前 8時48分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

### 出席委員

【農業委員】 尾山 實文 竹下 助範 山下 正成 下原 小枝子  
栗下 章二 岩屋 美智子 稲田 優 田中 雄策  
田上 みゆき

【推進委員】 谷口 克美 赤川 リク子 西田 保子 園田 義保  
福迫 久利 津口 えりこ 山口 長徳 溝添 トミ子  
吉留 律子 宮田 吉人 土器 三紀夫 吉田 尚美  
伊地知トシ子 高谷 千代子 杉元 義男 増田 賢造  
中津 ゆみ子

### 欠席委員

【農業委員】 前原 幸太郎  
【推進委員】 なし

### 事務局職員

事務局長	押川 国智	事務局長補佐	鳥澤 庄司
農地調整係長	塩入 友之	農地調整係主査	大園 あけみ
農地調整係主事	池田 哲也	農地調整係主事	佐藤 純大

議 題

- 報告第24号 農地等の合意解約について
- 報告第25号 農用地利用配分計画について
- 議案第68号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第69号 空き家に付属した農地の指定について
- 議案第70号 農地法第3条の規定による別段面積（下限面積）の設定について
- 議案第71号 農用地利用集積計画について
- 議案第72号 農地法第5条の規定により許可のあった事業計画の変更申請について
- 議案第73号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第74号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第75号 非農地証明願いについて

事務局長            それではただいまから令和4年3月定例農業委員会総会を開催いたします。ご起立をお願いいたします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

尾山会長            【あいさつ・・・】

尾山議長            次に委員の出席状況を報告いたします。前原委員より本日の会議に欠席する旨、届出がありましたので報告いたします。よって、ただいまの出席者は委員26名で定足数に達しております。これより会議を開きます。議事に入る前に議事録署名委員に、山下委員と岩屋委員を指名いたします。

                          それでは、ただ今から今月の議事に入ります。報告第24号から報告第25号及び議案第68号から議案第75号までを一括議題といたします。事務局長に議案の朗読をお願いします。

事務局長            （議案朗読）

尾山議長            議案の朗読が終わりました。これより報告及び審議に入ります。まず、報告第24号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。

事務局                議長。

尾山議長            事務局。

事務局                それでは、報告第24号についてご説明いたします。1ページをご覧ください。今月の合意解約件数は51件でございます。詳細につきまして、2ページをご覧ください。

                          令和4年3月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。今月の総会案件と関連がないものについて、順にご説明いたします。

                          整理番号1番から8番は、他の担い手へ貸付の為、解約するものです。続きまして、整理番号9番は、相続の為、解約するものです。3ページになります。整理番号19番、20番は、他の担い手へ貸付の為、解約するものです。5ページになります。整理番号42番から45番

は、所有者にて耕作予定の為、解約するものです。続きまして、整理番号46番から48番は、他の担い手へ貸付の為、解約するものです。

以上、ご報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質問がないようですので、次に報告第25号「農用地利用配分計画について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、報告第25号「農用地利用配分計画について」ご説明いたします。

7ページをご覧ください。今月の農用地利用配分計画については、令和4年3月1日付けで県知事が認可した案件をご報告するものでございます。計28件、86筆、96,050㎡となっております。

詳細につきましては、8ページから16ページに記載のとおりです。以上、ご報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質問がないようですので、以上で報告を終わります。次に議案第68号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長

議長 事務局

事務局 それでは、議案第68号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。17ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、所有権移転12件、貸借9件、合計21件です。申請人の住所・氏名は省略して、申請内容については概略ご説明いたします。また、渡し人の年齢が記載されていない案件については相続人からの申出とな

っております。

18ページをお開きください。整理番号1番、田1筆、183㎡の交換です

続きまして、整理番号2番、田1筆、628㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

続きまして、整理番号3番、18ページから19ページになります。田5筆、6,029㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。こちらは、受け人の経営面積が0㎡ですが、権利取得後に6,029㎡となるので下限面積要件は、問題ありません。

20ページになります。整理番号4番、田2筆、970㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

続きまして、整理番号5番、畑1筆、2,119㎡の売買です。価格は10aあたり〇〇円です。こちらは、備考欄に記載してある通り、増田委員の掘起しです。

21ページになります。整理番号6番、田2筆、2,903㎡の売買です。価格は、総額〇〇円です。

続きまして、整理番号7番、田1筆、1,707㎡の贈与です。

22ページになります。整理番号8番、畑1筆、591㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

続きまして、整理番号9番、22ページから25ページになります。田13筆、畑2筆、計15筆、14,050㎡の売買です。価格は、総額〇〇円です。こちらは、備考欄に記載の通り、伊地知委員の掘起しです。

26ページになります。整理番号10番、畑1筆、1,314㎡の売買です。価格は、宅地込で総額〇〇円です。こちらは備考欄に記載のとおり空き家に附属した農地関連です。

続きまして、整理番号11番、田2筆、722㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

27ページになります。整理番号12番、田2筆、129㎡の売買です。価格は、総額〇〇円です。こちらは、備考欄に記載の通り、農振農用地外10a要件での取得です。

所有権移転については以上となります。続いて、貸借について説明いたします。

28ページをご覧ください。整理番号1番、田1筆、2,704㎡の賃貸借です。

続きまして、整理番号2番、田1筆、1,222㎡の賃貸借です。

次の、整理番号3番から6番は、竹下委員の掘起しです。整理番号3番、畑1筆3,347㎡の賃貸借です。こちらは、受け人の経営面積が0㎡ですが、次の整理番号4番から7番の農地を含めて6,546㎡となるので下限面積要件は、問題ありません。

29ページになります。整理番号4番、田1筆、454㎡の賃貸借です。

続きまして、整理番号5番、田2筆、1,628㎡の賃貸借です。

30ページになります。整理番号6番、田1筆、326㎡の賃貸借です。

続きまして、整理番号7番、田1筆、791㎡の賃貸借です。

続きまして、整理番号8番、田1筆、1,974㎡の賃貸借です。

31ページになります。整理番号9番、田1筆、1,088㎡の賃貸借です。こちらは、備考欄に記載の通り、谷口委員の掘起しです。

以上、所有権移転12件、貸借9件、計21件です。

尾山議長

事務局の説明が終わりました。議案第68号については、各担当委員が現地確認等をしていただいております。

土地の現地確認と申請人「受人」の確認をそれぞれお願いしております。各委員から報告をしていただきます。

所有権移転 整理番号1番の土地の報告を福迫委員に、申請人「受人」の報告を田上委員にお願いします。まず、福迫委員にお願いしま

す。

福迫委員 議長。

尾山議長 福迫委員。

福迫委員 それでは、整理番号1番の土地について報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。申請地は、自分で基盤整備した正方形の水田の一部となっており、周辺は水田地帯です。用排水、日照及び接道は良好で、昨年も飼料稲を作付けされておりました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に田上委員にお願いします。

田上委員 議長。

尾山議長 田上委員。

田上委員 整理番号1番の受人の営農状況は、稲作主体の兼業農家です。地域との調和については、以前より水田として利用しており、今後も周辺農家と協力し管理に努めるとのことでした。所有農地も管理も適切にされており、問題ないと判断します。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に整理番号2番の土地の報告を宮田委員に、申請人「受人」の報告を伊地知委員にお願いします。まず、宮田委員にお願いします。

宮田委員 議長。

尾山議長 宮田委員。

宮田委員 整理番号2番の土地について報告いたします。申請地は、〇〇自治会内にあり、周辺一帯は水田地帯であります。基盤整備はされていません。日照、接道、用排水は良好であります。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に伊地知委員にお願いします。

伊地知委員 議長。

尾山議長 伊地知委員

伊地知委員 2番の受人について報告いたします。受人は、稲作主体の専業農家で

す。地域との調和については、所有地等の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願いいたします。

尾山議長 次に整理番号3番の土地の報告を下原委員に、申請人「受人」の報告を津口委員にお願いします。まず、下原委員にお願いします。

下原委員 議長。

尾山議長 下原委員。

下原委員 整理番号3番の農地5筆について報告します。申請地は、〇〇と〇〇自治会内にあります。周囲一帯は、基盤整備された水田です。日照、接道、用排水は良好です。また、〇〇の2筆は、1枚の水田になっていました。以上、報告いたします。

尾山議長 次に津口委員にお願いします。

津口委員 議長。

尾山議長 津口委員。

津口委員 整理番号3番の受人について報告します、受人は、〇〇自治会に住んでおられます。受人の営農状況は、兼業農家です。水田でクワイ芋を作付けされています。後継者はいます。取得後は、農業法人に委託をするとの事です。地域との調和については、営農に一生懸命取組まれており、所有農地の管理は行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。

尾山議長 次に整理番号4番の土地及び申請人「受人」の報告を田中委員にお願いします。

田中委員 議長。

尾山議長 田中委員

田中委員 整理番号4番について報告します。申請地は〇〇自治会内にあります。農地の形状は良く、日照・接道・用排水は良好です。農地中間管理事業で区画整理が始まります。受人は、〇〇に住んでおり、渡人とは友人であります。受人は、兼業農家で自分の所有する農地もあり適正管理



されています。また、土地改良の理事でもありますから何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願いいたします。

尾山議長 次に整理番号5番の土地及び申請人「受人」の報告を増田委員に願います。

増田委員 議長。

尾山議長 増田委員

増田委員 整理番号5番の申請農地、受人について報告します。申請地は、〇〇自治会内にあります。遊休化しており、周辺は、山林に隣接していません。受人は稲作主体の兼業農家です。地域との調和については、後継者もあり、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願いいたします。

尾山議長 次に整理番号6番の土地及び申請人「受人」の報告を田中委員に願います。

田中委員 議長。

尾山議長 田中委員

田中委員 整理番号6番について報告します。申請地は〇〇自治会内にあります。農地の形状は、基盤整備されておきませんが良いと判断しました。筆数は、2筆ですが現状4枚に分かれています。日照・接道・用排水は良好です。昨年までは水稻が作付けされており、現在は耕運されています。受人は、〇〇自治会内に住んでおり、稲作主体の専業農家です。後継者はいますが、今は県外で会社員です。取得後は、稲作をしていくことの事です。地域との調和については、所有農地の管理も行き届いており、用水管理の協力など何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願いいたします。

尾山議長 次に整理番号7番の土地及び申請人「受人」の報告を福迫委員に願います。

福迫委員 議長。

尾山議長 福迫委員

福迫委員 整理番号7番について報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。申請地は基盤整備済で、接道も整備され、日照、用排水は、良好でした。受人は、稲作主体の専業農家です。この水田は、昨年、水稻が作付けされておりました。地域との調和については、営農に一生懸命に取り組まれており、所有農地の管理も行き届いている事から、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に整理番号8番の土地の報告を土器委員に、申請人「受人」の報告を津口委員にお願いします。まず、土器委員にお願いします。

土器委員 議長。

尾山議長 土器委員

土器委員 整理番号8番の申請農地について報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされておりませんが形状は良好です。周辺一帯畑地で、接道、日照は良好です。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に津口委員にお願いします。

津口委員 議長。

尾山議長 津口委員

津口委員 整理番号8番の受人について報告いたします。受人は、〇〇自治会内に住んでおられます。受人の営農状況は、稲作主体の兼業農家で、後継者もおられます。皆地域との調和について、受人は営農に一生懸命に取り組まれており、所有農地の管理も行き届いている事から、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に整理番号9番の土地の報告を伊地知委員に。申請人「受人」につきましては、所有権移転整理番号2番と同一人物のため省略します。伊地知委員、お願いします。

伊地知委員 議長。

尾山議長 伊地知委員

伊地知委員 整理番号9番の農地について報告します。田については、〇〇自治会内にあります。基盤整備もしてあります。日照、接道、用排水は良好です。次に畑について報告します。畑は〇〇自治会内にあります。日照、接道は良好です。現在、耕運がされていまして。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

尾山議長 次に整理番号10番の土地及び申請人「受人」の報告を稲田委員にお願ひします。

稲田委員 議長。

尾山議長 稲田委員

稲田委員 整理番号10番について報告いたします。申請地は、空き家に付属した農地です。現在は野菜が作付けされています。この農地には、用排水はありません。宅地に接していますが、周りは畑地帯で牧草等が作付けされています。日照は良好です。受人は、四国から移住されまして、自然の中で生活がしたいと言うことで、菜園だけの耕作であります。問題は無いと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

尾山議長 次に整理番号11番の土地及び申請人「受人」の報告を中津委員にお願ひします。

中津委員 議長。

尾山議長 中津委員

中津委員 整理番号11番について報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備済で、周辺一帯は、水田地帯です。日照、接道用排水は良好です。続いて受人について報告します。受人は、〇〇自治会内にいらっしゃるしまして、兼業農家で、農業も頑張っておられます。取得後は水稻を作付けされるとの事です。所有農地の畦畔の管理も良好なので、地域との調和については、何ら問題無いと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

尾山議長 次に整理番号12番の土地及び申請人「受人」の報告を岩屋委員にお願ひします。

願います。

岩屋委員

議長。

尾山議長

岩屋委員

岩屋委員

整理番号12番について報告します。申請農地は、〇〇から〇〇に行く道路の北側にあります。申請農地の周辺は宅地もありますが進入路は良く、日照、用排水も良好です。受人は、専業農家で後継者もいます。所有農地も管理も行き届いており、地域の奉仕作業にも協力されており、問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願います。

尾山議長

次に28ページの貸借整理番号1番の土地の報告を吉留委員に、申請人「受人」の報告を吉田委員に願います。まず、吉留委員に願います。

吉留委員

議長。

尾山議長

吉留委員

吉留委員

整理番号1番の申請地について報告します。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備は、されていません。周辺の状況は、水田地帯です。日照、接道、用排水は良好です。以上、報告します。

尾山議長

次に吉田委員に願います。

吉田委員

議長。

尾山議長

吉田委員

吉田委員

整理番号1番の受人について報告します。受人は、〇〇自治会内で、稲作主体の兼業農家です。後継者は息子さんがおられます。取得後は、これまで同様に水稻の作付けを行うそうです。周辺の農地に影響を及ぼすことはないと考えます。地域との調和については、受人は地域で行われる水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力し用水路等の管理に努められていますので何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願います。

尾山議長

次に貸借整理番号2番の土地及び申請人「受人」の報告を吉留委員に

お願いします。

吉留委員

議長。

尾山議長

吉留委員

吉留委員

整理番号2番の申請地について報告します。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備は、されていません。周辺の状況は、水田地帯です。日照、接道、用排水は良好です。受人について報告します。受人の営農状況は、稲作主体の専業農家です。後継者はいません。取得後は、これまで同様に水田として利用し、今年は飼料稲を作付けするとの事です。周辺の農地に迷惑が掛からないように、定期的に行われる水路掃除や管理作業に参加し、維持管理に努めるとの事でした。何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長

次に貸借整理番号3番から6番の土地及び申請人「受人」の報告を竹下会長代理にお願いします。

竹下会長代理

議長。

尾山議長

竹下会長代理。

竹下会長代理

整理番号3番から6番まで受人が同じですのでまとめて報告します。3番の農地は、〇〇にあります。農地は、遊休化しています。形状は、あまり良くありません。周辺一帯は、畑、山林、宅地があります。日照、接道、用排水に関しては、何ら問題ありません。

整理番号4番の農地は、〇〇自治会内にあります。3年前の水害で被害を受けた農地ではありますが、表土の入れ替えが終わって耕作ができる状況にあります。基盤整備はされておりません。農地の形状は、ほぼ四角形です。周辺は水田が広がっています。日照、接道、用排水は、何ら問題ありません。現状は遊休化しています。

整理番号5番の農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされておりません。農地の形状は、良いほうだと思います。周辺は水田が広がっています。日照、接道、用排水は何ら問題ありません。去年は水稻が作付けされていました。

整理番号6番の農地も〇〇自治会内にあります。小さな農地ですが、受人の住居近くに菜園を作りたいため、菜園として活用したいとの事でした。形状はあまりよくありません。日照、接道、用排水は何ら問題ありません。

次に受人について報告します。受人は、2月26日にえびの市に移住されてきた若い人です。地域との調和についても全面的に協力していくとの事でした。稲作主体の専業で、畑についても、露地野菜を作付けしていくとの事でした。以前は、和歌山で露地野菜を栽培していた農業法人で研修を2年くらいしていたとの事でした。何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に貸借整理番号7番の土地の報告を田中委員に。申請人「受人」につきましては、貸借整理番号3番から6番と同一人物のため省略します。田中委員、お願いします。

田中委員 議長。

尾山議長 田中委員。

田中委員 整理番号7番の申請地は、〇〇自治会内にあります。農地は、基盤整備がされておりませんが、形状は良いです。周辺一帯は、水田が広がっています。日照、接道、用排水は何ら問題ありません。昨年までは水稲が作付されていました。以上、報告いたします。

尾山議長 次に貸借整理番号8番の土地の報告を田上委員に、申請人「受人」の報告を福迫委員にお願いします。まず、田上委員にお願いします。

田上委員 議長。

尾山議長 田上委員。

田上委員 整理番号8番の農地について報告します。申請地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされておりませんが、農地の形状は、ほぼ四角形で良好です。申請農地の周辺は、北と南が水田、西が山林、東は農道です。日照、接道、用排水は良好です。現在、耕起されている状況でした。以上、報告します。

尾山議長 次に福迫委員をお願いします。

福迫委員 議長。

尾山議長 福迫委員。

福迫委員 整理番号8番の受人について報告します。受人の営農状況は、稲作と左官業の兼業農家です。地域との調和については、受人は後継者もおおり営農も一生懸命に取り組まれ所有農地の管理も行き届いており、適切と判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に貸借整理番号9番の土地及び申請人「受人」の報告を谷口委員にお願いします。

谷口委員 議長。

尾山議長 谷口委員。

谷口委員 整理番号9番について報告します。申請農地は、〇〇自治会の東側にあります。基盤整備は済んでいます。接道、用排水は良好です。日照については、西側に大きな孟宗竹林があるため不良です。しかし、この竹林の所有者から、境界から5mほど伐採の許可を得ているとの事です。受人の営農状況は、稲作主体の兼業農家です。今、〇〇土地改良区の理事長をされていて、今後も一生懸命に地域農業のためにリーダーシップを取ってくださる人だと思っていますので、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ございませんでした。農地法第3条第2項第7号につきましては、委員の皆様より事前調査の報告がありましたとおりであり、地域との調和要件など問題はないということでございます。従いまして、計21件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて充たしていると考えます。以上ご報告いたします。

尾山議長

ただいま、各委員及び事務局より説明がありました。

これより議案第68号の審議に入ります。21ページ所有権移転整理番号6番の譲受人、及び30ページ貸借整理番号7番の譲渡人は、竹下会長代理であります。よって農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき竹下会長代理の退席を求めて審議します。竹下会長代理の退席をお願いします。

(竹下会長代理退席)

尾山議長

それでは、ただ今から所有権移転整理番号6番と貸借整理番号7番の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長

質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。所有権移転整理番号6番と貸借整理番号7番は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長

全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。竹下会長代理の退席を解きます。

(竹下会長代理着席)

尾山議長

それでは、所有権移転整理番号6番と貸借整理番号7番を除く、議案第68号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

山下委員

議長

尾山議長

山下委員

山下委員

21ページの所有権移転整理番号7番について、譲渡人は、三重県の方ですが、譲受人との続き柄を教えてください。

福迫委員

議長

尾山議長

福迫委員

福迫委員

私の担当地区ですので、譲渡人は、譲受人の父の妹ですので、叔母さんになります。



尾山議長 他に質疑はありませんか。

岩屋委員 議長

尾山議長 岩屋委員

岩屋委員 20ページの所有権移転整理番号5番と28ページの貸借整理番号3番と29ページの貸借整理番号4番の申請地は遊休化しているとのことでしたが、この申請地はすぐに農地として利用できるのでしょうか。

増田委員 議長

尾山議長 増田委員

増田委員 所有権移転整理番号5番の農地は、遊休化していますが、譲受人が耕作できる農地に復元するとの事です。

竹下会長代理 議長

尾山議長 竹下会長代理

竹下会長代理 賃借整理番号3番と4番については、一部遊休化していますが、譲受人が耕運し、遊休地の解消をするとの事です。

尾山議長 他に質疑はありませんか。

杉元委員 議長

尾山議長 杉元委員

杉元委員 19ページの所有権移転整理番号3番について、受人は取得後、農業法人に耕作を委託するとの事でしたが問題ないでしょうか。

事務局長 議長

尾山議長 事務局長

事務局長 この点については、事務局で受人から聞き取りを行いました。農業経営は譲受人が行います。しかし、田植え機やコンバインの機械を所有していないため田植えや稲刈り作業を委託するとの事でしたので、何ら問題はありません。

尾山議長 他に質疑はありませんか。

下原委員 議長

尾山議長 下原委員

下原委員 所有権移転整理番号3番の農地は、〇〇自治会にお住まいの方が譲受人ですが、〇〇や〇〇自治会の人で、購入したかった人がいたのではないのでしょうか。この農地について〇〇や〇〇自治会の人に斡旋する事は出来なかったのでしょうか。

事務局長 議長

尾山議長 事務局長

事務局長 所有権移転整理番号3番については、斡旋申し出等の前に、譲渡人の親戚の方と譲受人とで売買の話が決定していました。

尾山議長 他に質疑はありませんか。

増田委員 議長

尾山議長 増田委員

増田委員 再度お尋ねしますが、所有権移転整理番号3番について、受人は自分で耕作をされるのでしょうか。

事務局長 議長

尾山議長 事務局長

事務局長 先ほども答弁いたしました。農業経営は譲受人が行います。しかし、田植え機やコンバインの機械を所有していないため田植えや稲刈り作業を委託するとの事でしたので、何ら問題はありません。

尾山議長 他に質疑はありませんか。

栗下委員 議長

尾山議長 栗下委員

栗下委員 所有権移転整理番号3番については、〇〇自治会周辺の水田の価格破壊にならないか心配しておりました。受人には、この周辺の水田の価格はお伝えしました。

尾山議長 他に質疑はありませんか。

(なしと言う者あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第68号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。ここで、しばらく休憩をいたします。

(10分間休憩)

尾山議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、議案第69号「空き家に付属した農地の指定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長

尾山議長 事務局

事務局 議案第69号、「空き家に付属した農地の指定」についてご説明いたします。

32ページをご覧ください。今月の指定申出件数は1件です。申出人の住所氏名は省略し、内容については概略ご説明致します。33ページをご覧ください。整理番号1番、田1筆、447㎡です。空き家バンクは登録済みで、農地の状況としては将来遊休化の恐れがあります。

空き家付き農地については、以上となります

尾山議長 ただいま、事務局の説明が終わりました。

議案69号につきましては、担当委員が現地確認等をしていただいておりますので、報告をしていただきます。

整理番号1番について、谷口委員をお願いします。

谷口委員 議長

尾山議長 谷口委員

谷口委員 申請地は、〇〇自治会内にあります。この農地は、空き家に指定された宅地を通らないと農地に行けませんでした。接道がありません。現状は水稻が作付けされた跡がありましたが、将来遊休化する恐れがあると判断しました。

尾山議長 説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長

尾山議長 事務局

事務局 今回の指定申出内容につきましては、農地法3条第2項第5号の別段面積の取扱基準第5条第2項第1号から4号まで事前に事務局で申出書に基づき調査しましたが、問題ありませんでした。従いまして、空き家に附属した農地の指定要件を充たしていると考えます。

尾山議長 ただいま、事務局より説明がありました。

これより議案第69号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第69号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

次に議案第70号「農地法第3条の規定による別段面積（下限面積）の設定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長

尾山議長 事務局

事務局 農業振興地域を基準にした設定案について、農業振興地域内の農用地については50アール、それ以外の地域が10アール、空き家に附属した農地に限定した設定案については指定を受けた農地が1アール、これは最小整数値を示すもので1アール未満を含みます。

資料1をご覧ください。2020年の農林業センサスの農業経営体の経営面積別の割合でございます。50アール以下の経営体の割合が

15.24%となっていますが、農地法施行規則第17条第1項第3号に「農業委員会が定めようとする別段の面積は、設定区域内においてその定めようとする面積未滿の農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の数が、当該設定区域内において農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の総数のおおむね百分の四十を下らないように算定されるものであること」と規定されています。

最新の農林業センサスでは、50アール以下の割合が15.24%となるため、農林水産省の基準を満たしていない事から50アール未滿では設定できませんので農業振興地域内の農用地における下限面積は、50アールとなります。以上、ご審議方よろしく申し上げます。

尾山議長

ただいま、事務局の説明が終わりました。

これより議案第70号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長

質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第70号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長

全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

次に議案第71号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議長

尾山議長

事務局

事務局

それでは議案第71号「農用地利用集積計画について」説明します。今月の計画件数は、所有権移転8件、利用権設定78件、合計86件となっております。利用権設定のうち、農地中間管理事業は63件となっております。申出人の住所・氏名、備考欄につきましては、特記事項のみを説明し、他は省略させていただきます。また、法人及び所有者が

死亡している場合は、年齢が空欄となりますのでご了承ください。

はじめに所有権移転について、ご説明いたします。

整理番号1番、田1筆、95㎡の交換です。農地法3条所有権移転No.1関連です。

整理番号2番、田1筆、671㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号3番、1ページから2ページです。田2、1、834㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号4番、田1筆、2、952㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号5番、2ページから3ページです。田2筆、3、117㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号6番、田1筆、267㎡の贈与です。

整理番号7番、田1筆、3、416㎡の売買です。価格は10a当たり〇〇円です。山口委員の掘起しです。

整理番号8番、田1筆、661㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

続きまして、利用権設定についてご説明いたします。利用権設定については、貸借期間及び借賃についても省略し、特記事項のみ説明させていただきます。使用貸借については、賃借料の記載が空欄となりますのでご了承ください。

整理番号1番、田3筆、2、681㎡の賃貸借です。

整理番号2番、田1筆 1、381㎡の賃貸借です。

整理番号3番、6ページから8ページです。田1筆、畑6筆、計7筆、13、254㎡の使用貸借です。

整理番号4番、8ページから11ページです。田10筆、12、257㎡の賃貸借です。

整理番号5番、11ページから12ページです。田6筆、8、131㎡の賃貸借です。

整理番号6番、田2筆、2、855㎡の賃貸借です。

整理番号7番、田1筆、1, 215 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号8番、田2筆、3, 784 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号9番、畑1筆、884 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号10番、15ページから17ページです。田10筆、6, 393 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号11番、田1筆、949 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号12番、18ページから19ページです。田4筆、3, 391 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号13番、19ページから20ページです。田4筆、2, 591 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号14番、田1筆、346 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号15番、20ページから21ページです。田2筆、2, 085 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号16番から78番までは農地中間管理事業です。なお、借受人の経営面積欄の記載は、農地中間管理機構が借り受けて、利用配分計画の配分先が未入力となっている面積がシステム上表示されてしまいますのでご了承ください。

また、整理番号16番から53番までは、〇〇地区、農地中間管理機構関連基盤整備事業となります。基盤整備の要件が、農地中間管理権を事業計画の公告から15年以上設定する事となっております。令和4年11月が事業計画の公告予定となっておりますので、11月から15年以上の期間設定が必要となり、余裕をみて20年で設定しております。

整理番号16番、21ページから22ページです。田4筆、1, 302 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号17番、22ページから23ページです。田3筆、1, 531 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号18番、23ページから24ページです。田2筆、1, 00

3 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号19番、田1筆、639 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号20番、24ページから25ページです。田3筆、1,630 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号21番、田1筆、482 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号22番、田1筆、1,462 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号23番、26ページから29ページです。田10筆、4,154 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号24番、田3筆、2,058 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号25番、田1筆、2,815 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号26番、田1筆、1,393 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号27番、30ページから31ページです。田3筆、2,055 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号28番、田1筆、648 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号29番、田2筆、2,472 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号30番、32ページから33ページです。田2筆、1,055 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号31番、33ページから34ページです。田3筆、1,762 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号32番、34ページから35ページです。田4筆、3,440 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号33番、35ページから36ページです。田3筆、1,709 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号34番、36ページから37ページです。田3筆、1,100 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号35番、37ページから38ページです。田3筆、1,931 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号36番、38ページから39ページです。田2筆、2,63



0 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号37番、39ページから40ページです。田4筆、2,68

3 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号38番、40ページから41ページです。田3筆、5,06

3 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号39番、41ページから42ページです。田3筆、2,24

0 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号40番、田1筆、987 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号41番、田1筆、493 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号42番、田2筆、1,200 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号43番、田1筆、687 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号44番、44ページから45ページです。田3筆、1,99

3 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号45番、田1筆、582 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号46番、45ページから46ページです。田4筆、2,42

5 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号47番、田2筆、4,562 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号48番、畑1筆、1,458 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号49番、田2筆、2,704 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号50番、田1筆、685 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号51番、田1筆、畑1筆、計2筆、3,685 m<sup>2</sup>の使用貸借  
です。

整理番号52番、49ページ～ら50ページです。田4筆、2,11

5 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号53番、田1筆、652 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号54番、畑1筆、2,201 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号55番、51ページから52ページです。畑1筆、2,71

0 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号56番、田2筆、7, 793m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号57番、52ページから53ページです。田2筆、1, 692m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号58番、田1筆、2, 440m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号59番、53ページから54ページです。田1筆、793m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号60番、54ページから56ページです。田10筆、11, 685m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号61番、田1筆 1, 295m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号62番、57ページから59ページです。田8筆、4, 736m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号63番、59ページから60ページです。田4筆、2, 440m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号64番、田3筆、3, 027m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号65番、田3筆、7, 187m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号66番、田2筆、1, 472m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号67番、田1筆、1, 018m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号68番、田1筆、2, 053m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号69番、田1筆、979m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号70番、64ページから65ページです。畑2筆、9, 847m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号71番、65ページから66ページです。畑3筆、10, 318m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号72番、田1筆、2, 112m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号73番、66ページから67ページです。田1筆、347m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号74番、田2筆、1, 030m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号75番、67ページから68ページです。田2筆、5, 80

2 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号76番、田1筆、2, 014 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号77番、68ページ～69ページです。田1筆、2, 109 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号78番、田1筆、1, 442 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

以上、計画内容は、市の基本構想に基づくものであり利用権設定等を受ける者が農用地の全てを、効率的に利用して耕作すること。農作業に常時従事する事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

尾山議長

ただいま、事務局の説明が終わりました。これより議案第71号の審議に入ります。

6ページ、利用権設定、整理番号3番の貸渡人は稲田委員であります。よって農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき稲田委員の退席を求めて審議します。稲田委員の退席をお願いします。

(稲田委員退席)

尾山議長

それでは、ただ今から利用権設定、整理番号3番の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長

質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。利用権設定、整理番号3番は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長

全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。稲田委員の退席を解きます。

(稲田委員着席)

尾山議長

次に47ページ、利用権設定、整理番号47番の貸渡人は田中委員であります。よって農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制

限」の規定に基づき田中委員の退席を求めて審議します。田中委員の退席をお願いします。

(田中委員退席)

尾山議長 それでは、ただ今から利用権設定、整理番号47番の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。利用権設定、整理番号47番は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。田中委員の退席を解きます。

(田中委員着席)

尾山議長 それでは、利用権設定3番ならびに、利用権設定47番を除く、議案第71号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第71号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第71号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。

次に、議案第72号「農地法第5条の規定により許可のあった事業計画の変更申請について」と、議案第73号「農地法第4条の規定による許可申請について」と、議案第74号「農地法第5条の規定による許可申請について」と、議案第75号「非農地証明願いについて」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局  
議長  
事務局

議長

事務局

議案第72号「農地法第5条の規定により許可のあった事業計画の変更申請について」ご説明致します。37ページをご覧ください。今月の事業計画変更件数は1件となります。38ページをご覧ください。

整理番号1番につきましては、令和2年3月総会にて皆様のご審議を頂き、許可相当として県に意見書を送付し、許可となった案件となりますが、備考欄に記載のとおり、地籍調査の成果により、変更前の地番が変更後の地番と合筆され、閉鎖されたこと及び、面積が増えたため、今回変更申請するものでございます。

場所等につきましては、前回の申請同様、大字〇〇、畑1筆、4,715㎡を太陽光発電施設として使用するものであります。工事期間は許可日から令和4年9月31日までとなっております。権利関係は地上権設定による賃貸借となります。事業費については、地上権料年間〇〇円、造成費〇〇円、施設工事費〇〇円、九電工事費〇〇円、合計〇〇円を全額自己資金にて対応されるとの事です。排水につきましては、地下浸透及び集水柵を経て公共水路にて処理します。

議案第73号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。39ページをお開きください。今月の許可申請件数は1件です。

申請人等の住所氏名、立地基準については省略させていただきます。40ページをお開きください。

整理番号1番、申請地は大字〇〇、田1筆、1,229㎡を駐車場敷地として申請するものです。工事期間は令和4年7月1日から12月31日までとなっております。事業費については造成費〇〇円、砂利等原材料費〇〇円、合計〇〇円を自己資金にて対応されるとのことです。雨水については西側市道側溝にて処理します。

議案第74号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明

いたします。41ページをお開きください。今月の許可申請件数は2件です。

申請人等の住所氏名、立地基準については省略させていただきます。42ページをお開きください。

整理番号1番、申請地は大字〇〇、畑4筆、645㎡を建築業務用土場として申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和4年5月1日から10月25日までとなっています。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、土地造成費〇〇円、合計〇〇円を自己資金により対応されます。雨水については集水桝を経て、公共水路にて処理します。

次に整理番号2番、42ページから43ページになります。申請地は大字〇〇、畑1筆、150㎡を住宅用通路として申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は許可日から7月25日までとなっています。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、土地造成費〇〇円、合計〇〇円を融資により対応されます。雨水については集水桝を経て、市道側溝にて処理します。尚、この整理番号2番につきましては、昨日、第3小委員会で現地を確認しましたところ、既に造成がされ、砂利等が敷き詰められている状態でありましたので、申請人に対して顛末書の提出を求めました事を報告します。

続きまして、議案第75号「非農地証明願いについて」ご説明いたします。44ページをお開きください。今月の証明願い件数は1件でございます。申出人の住所氏名、立地基準については省略させていただきます。45ページをお開きください。

整理番号1番、場所が、大字〇〇、田1筆、1,434㎡です。申請理由は原野です。

以上、ご審議方よろしくお願ひ致します。

尾山議長

事務局の説明が終わりました。議案第72号、第73号、第74号、第75号については、3月28日に、第3小委員会で審議がされ

ておりますので、ここで第3小委員長から報告をお願いします。

稲田第3小委員長 議長

議長 稲田第3小委員長

稲田第3小委員長 それでは、第3小委員会の報告を行います。会長から招集を受けまして、3月28日に、委員8名、事務局3名の計11名の出席のもと、第3小委員会を開催いたしました。今回の議案は、農地法第5条の規定により許可のあった事業計画の変更申請1件、農地法第4条1件、農地法第5条2件、非農地証明願い1件、計5件でございます。それでは、議案ごとに、ご説明いたします。議案第72号、農地法第5条の規定により許可のあった事業計画の変更申請、整理番号1番についてご説明致します。

本案件につきましては、令和2年3月総会にて許可相当となった案件ですが、地籍調査の成果により、変更前の地番が変更後の地番に合筆され、閉鎖されたこと及び、面積が増えたため変更申請するものであります。場所は〇〇地区です。〇〇公民館から北側へ約500mに位置します。申請地の状況は、北側は山林、南側は牛舎敷地、西側は山林、東側は山林になります。周囲への影響はないと判断し、その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、議案第73号、農地法第4条、整理番号1番についてご説明いたします。

申請人は自己の所有する田に駐車場敷地を造成したく、今回申請を行うものです。場所は〇〇地区です。〇〇の北側に位置します。申請地の状況は、北側は宅地、南側は宅地、東側は雑種地、西側は市道に接しています。周囲への影響はないと判断し、その他、特に問題は見当たりませんでした。

次に議案第74号、農地法第5条、整理番号1番についてご説明致します。

譲受人は、建築業を営んでおり、今回、建築業務用土場を探していた

ところ、譲渡人の所有する申請地の承諾を得たので申請するものです。場所は〇〇地区です。えびの市役所から北側に約700mのところの位置します。申請地の状況は、北側は宅地、南側は市道、東側は農地、西側は宅地に接しています。周囲への影響はないと判断し、その他、特に問題は見当たりませんでした。

次に整理番号2番についてご説明致します。譲受人は、今回、一般個人住宅を建設する際、進入路が農地であったため、譲渡人の所有する申請地の承諾を得たので住宅用通路として申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇から南側に約400mのところの位置します。申請地の状況は、北側は宅地、南側は宅地、東側は市道、西側は宅地に接しています。周囲への影響はないと判断し、その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、議案第75号、非農地証明願いについてご説明いたします。整理番号1番につきましては、市の公用車では道が細すぎて行けなかったため、現地調査が出来ませんでしたので、事務局が用意した、航空写真や現況写真等で判断いたしました。特に問題は見当たりませんでした。

以上、第3小委員会は、慎重・審議しました結果、農地法第5条の規定により許可のあった事業計画の変更申請1件については承認相当とし、農地法第4条申請1件、農地法第5条申請2件の計3件については許可相当とし、非農地証明願い1件については、非農地としてやむを得ないと判断いたしました。

皆さまのご審議をお願いしまして、第3小委員会の報告を終わります。

尾山議長  
事務局  
議長  
事務局

続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

議長

事務局

判断根拠をご説明いたします。農地法第4条及び第5条の規定によ



る転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果問題ございませんでした。立地基準につきましても小委員長報告にありましたとおり問題ないとのことでございます。また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続き要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。よりまして、今月の議案第72号から議案第75号の計5件につきましては、転用許可基準及び、非農地判断基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

尾山議長

ただいま、第3小委員長報告及び事務局の説明がありました。

これより審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

宮田委員

議長

尾山議長

宮田委員

宮田委員

議案第74号の農地法第5条の1番と2番について、受人と渡人との関係を教えてください。

事務局

議長

尾山議長

事務局

事務局

宮田委員のご質問にお答えします。整理番号1番、2番ともに、他人になります。

尾山議長

他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長

質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

議案第72号、第73号、第74号、第75号に対する第3小委員長長の判断は、許可等相当であります。

また、事務局の判断も許可等相当であります。お諮りいたします。

議案第72号、第73号、第74号、第75号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長

全員賛成と認めます。議案第72号は、原案のとおり、承認相当として、議案第73号、第74号は、原案のとおり、許可相当として知事に意見書を送付いたします。

また、議案第75号は、お諮りのとおり決定いたします。

以上で本日の議案審議は終了いたしました。

終了時間 午前10時58分